慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	村明細帳に現れたる農村生活
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.10 (1942. 10) ,p.807(1)- 831(25)
JaLC DOI	10.14991/001.19421001-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19421001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

澤木 梢（四方吉）著

西洋美術史論攷

（クラシックの典雅なるルネサンスの絢爛たる、悉くこれ美術史研究の大道を往く雄作十數篇を收めたる決定版。）

近刊豫告

三田學園の一角に我國最初の學問的美術史を打ち樹てたる——故澤木四方吉教授のライフワーク

豊な觀察力と知識を組織立てる學問的頭腦と之を表現する勝れた材能とは美術史家たる者に缺くことの出來ない必須の條件である。澤木先生はこの條件を具備し得た稀世の美術史家の一人に屬する。先生は我國に初めて學問的美術史を導き入れ、之を打ち樹てた最初の人であつて、その長からぬ四十五歳の生涯をこの爲に捧げた先生の努力の跡は寔に偉大といはなければならぬ。先生は愛情を以て美術作品を觀　熱情を以て之を說き、又筆を執れば流麗、則ち珠玉の文を成した。本書は久しくその絕版を惜まれてゐた「西洋美術史研究」全二卷（岩波版）より、研究的方面の勞作のみを編んで一卷に纏めたものである。先生の文はこれ、常に啓蒙的熱情を以て書かれ、總べて所謂「古くして新しきもの」、美術史學志望者には　大指針、美術愛好者には良き伴侶たるを信じて疑はない。

（編纂者の言葉）

東京市芝區三田二ノ一　慶應出版社　電話三田(45)二九七一　振替東京一五八一八〇

三田學會雜誌　第三十六卷　第十號

村明細帳に現れたる農村生活

野村兼太郎

一

村明細帳に關してはすでに本誌第三十六卷第七號に「村明細帳と農村の貨幣經濟化」と題し、その一班を述べて置いた。本論文において使用する根本資料も前記論文のものと同一であるから、讀者はそれを參照されたい。たゞその後入手し得た資料のうちに、紀州の「伊都郡丁之町組大指出寫（寶永五年）がある。丁之町を中心とせる左記二十五ケ村の明細帳である。

	村名	役高	家數	人口 男	人口 女	人口 合計	牛	馬	領主別	給所
(1)	下夙村	百八拾貳石貳斗壹升	七〇	一六八	一五四	三二二	九五	ナシ	給	一
(2)	背山村	貳百三拾七石五斗五合	四三	一二〇	一一三	二三三				

村明細帳に現れたる農村生活

(3)	移村	貳百貳拾石八斗七升壹合	一九	七五	六二	一三七	八	五	御藏所		
(4)	窪村	貳百七拾五石七斗四升	三四	七七	九一	一六八	一五	二	御藏所		
(5)	萩原村	三百四拾貳石九斗九升三合	四九	一三三	一二一	二五四	一三	三	御藏所		
(6)	中村	三百六拾六石七斗七升五合	七六	一九三	二〇五	三九八	一六	九	給所		
(7)	嶋村	三百五拾九石三斗九升三合	九六	一九二	二一八	四一〇	三五	一	御藏所		
(8)	東村	八百拾七石四斗八合	一七六	四三八	三六八	八〇六	六三	一二	給所		
(9)	佐野村	七百九拾七石四斗九升	一三八	三五七	三四一	六九八	四二	五	給所		
(10)	廣浦村	百七石三斗四升九合	二七	六八	四三	一一一	八	七	御藏所		
(11)	大谷村	四百七石六升五合	一四五	二五四	二七七	五三一	五〇	〇	給所		
(12)	新在家	百五拾六石六斗九合	三八	六〇	七五	一三五	一一	〇	御藏所		
(13)	柏木村	四百廿七石壹斗八升壹合	八一	一六	二二八	四四四	三四	三	給所		
(14)	大藪村	貳百三拾石壹斗七合	四七	一〇九	一〇八	二一七	二四	五	御藏所		
(15)	丁之町村	八百四拾九石九斗五升壹合	二一三	四六八	四六四	九三二	八六	九	給所		
(16)	新田村	百三拾五石七斗	一〇	四一	二三	六四	六	〇	御藏所		
(17)	妙寺村	八百三拾六石七斗壹升貳合	一三八	三五七	三四一	六九八	四二	五	給所		
(18)	西飯降村	三百三拾貳石壹斗九合	一四五	二七七	二七〇	五三一	五〇	〇	給所		
(19)	中飯降村	五百四石六斗壹升壹合	二七八	六八	四三	一一一	八	七	御藏所		
(20)	大畑村	貳百拾五石七斗八升三合	一〇八（外ニ皮田九）	二七〇（外ニ皮田六）	二八〇（二〇〇）	五五〇（三六〇）	六〇	二	給所		
(21)	短野	四百拾石貳斗四合	六四	—	—	—	三〇	四	給所		
(22)	瀧村	百九拾貳石壹斗貳升八合	六八	二〇〇	一七三	三七三	三〇	五	給所		
(23)	東谷村	三百拾九石四斗八合	一一六	二九七	二八三	五八〇	四一	一〇	給所		
(24)	平村	貳百四拾三石四升五合	八六	二六七	二五九	五二六	一〇	一五	給所		
(25)	廣口村	貳百拾五石七斗貳合	六一	二〇二	二一八	四二〇	二六	一五	給所		

右のうち短野村の人口數の記載のないのは恐らく寫し落したものと思はれる。たゞ幸に同帳に二十五ケ村の總人口數が記されてゐる。それに依つて推算すると、同村の人口は男一七六人、女一七二人となり總數の差は三四八人となる。

領主別のところに給所とあるは、いふまでもなく、領主がその家臣に給與した分で、數給入交つてゐる。御藏所は領主の直轄地である。これらの村々は何れも紀州侯の領地に屬する。

この記錄に徴すると、これらの村々は加勢田庄・官省符庄・灌頂符庄・四郷庄に屬するものであるが、その莊園と德川時代の村落結合の範圍について一言指摘して置くことも無用ではあるまい。加勢田庄は又持田莊とも記し、下夙・背山・移・窪・萩原・中・東・島の八ケ村からなり、高野山に屬する。（清水正健「莊園志料」に據る）。官省符莊も同じく高野山金剛峯寺領でその範圍は變遷があり、一定してゐない。德川時代には紀ノ川を以つて境とし、一部は高野山領、他は紀州領となつてゐたのである。大體三十六箇村あり、佐野・廣浦・大谷・新在家・大藪・柏木・丁町・新田・妙寺・短野・中飯降・西飯降・大野・竹尾・大畑・嵯峨谷・下中・上中・名倉・北名古曾・南名古曾・小田・入郷・淨土寺・端場・伏原・神野野・吉原・山田・廣野・田原・九重・慈尊院・九度山・山崎・敎良寺の諸村である。（同上）本帳に灌頂府庄と記してある

分は中飯降・大畑・短野の三村で、何れも官省符庄に屬してゐる。恐らく灌頂府庄は官省符庄を訛つたのであらう。四郷庄は廣口・平・東谷・瀧の四ケ村をいふ（同上）。何れも古くは高野山領であつた。

要するに丁之町組として徳川時代に一括された地域は元の加勢田庄・四郷庄全部と官省符庄の一部、紀ノ川の北岸一帶の地である。このことは莊園の經濟的孤立性・獨自性が極めて薄弱であり、政治的分割であつたことを示すものともみられる。イギリスのマナアなどと全く異なつた面を有するものである。それらの點を明かにすることはここでの問題ではない。たゞ今「伊都郡丁之町組大指出寫」を紹介するに際し、序でに言及したに止まる。

二

村明細帳に依つて不十分ながらも各村の生活狀態を相當明かにすることが出來ることはすでに前掲論文に指摘したところである。今最初に各村を構成してゐた村民の身分的區別について述べよう。

徳川時代の農村生活の基礎をなす者は本百姓である。一定の土地を有し、耕作し、一人前の貢租の負擔に耐へる者である。恐らく最初百姓と呼ばれ、貢租の對象とされたのはこの種の百姓のみであつたらう。それがやがて農業勞働者的な水呑百姓・無高百姓の增加と共に、百姓の語が廣く使用されて來たのであらう。このことは百姓といふ言葉の語源からいへば、むしろ復元したものともいへよう。だが百姓といふ言葉を身分的に解釋する時は、檢地帳に明白に認められた人々のみを指すのであつて、從つてそれ以外の農民に對しては、水呑・地借・名子・被官・門屋・家抱・譜第等多くの違つた名稱が與へられてゐるのである。それらの者は一定の公的負擔を果たさぬ者であり、それだけ社會的地位は低く、本百姓に隷屬する者と考へられてゐたのである。

前掲紀伊國伊都郡丁之町組の指出帳には百姓を區別して本役・半役・無役の區別をなしてゐる。同郡下中村の「由緒御調ニ付改帳」（前掲論文掲載番號〔五五〕、以下これに同じ）にも同樣であることはいふまでもない。しかし紀州領全部がさうであるかどうかは未だ確め得ない。この本役といふのは恐らく本百姓の意味であらう。今これらの村々におけるそれらの割合をみると次ぎの如くである。庄屋・肝煎を特記せず、本役のうちに包含してゐるやうである。

下中村（文化四年）

村名	庄屋	肝煎	本役	半役	小計	半役	無役	無役	大工	特殊人	合計	合計
			二〇			六	八					三四
下夙村	一	二	一五		一八	一二	三〇		〇	〇	七〇	
背山村	一	一	一六		一八	二五	〇		〇	〇	四三	
移村	一	一	一一		一三	六	〇		〇	〇	一九	
窪村	一	一	一三		一五	一〇	九		〇	〇	三四	
萩原村	一	一	一九		二一	二八	〇		〇	〇	四九	
中村	一	一	四五		四七	二六	三		〇	〇	七六	
嶋村	一	三	六一		六四	二四	八		〇	〇	九六	
東村	一	二	五六		五九	五三	六四	一	一	〇	一七六	
佐野村	一	三	六〇		六四	三三	四一	無役ノ内一		〇	一三八	
廣浦村	一	一	一七		一九	五	三			〇	二七（？）	
大谷村	一	二	七七		八〇	二九	三七			〇	一四五	

新在家	一	一	三六	三八	〇	〇
柏木村	二	二	三六	三九	三三	一〇
大藪村	二	二	二八	三一	六	一一
丁之町村	三	三	一〇一	一〇五	六二	四三
新田村	一	一	八	一〇	〇	〇
妙寺村	一	二	一一五	一一八	三〇	二六
西飯降村	一	一	二七	二九	一二	五
中飯降村	一	一	六九	六九	七	二〇
大畑村	二	一	四八	五一	一〇	八
短野村	一	二	四一	四四	一四	六
瀧村	一	二	四五	四八	一六	四
東谷村	一	四	七五	八〇	二三	一三
平村	一	三	五一	五四	一四	一八
廣口村	一	二	四一	四四	一三	五
合計	二七（？）	四三（？）	一一〇七	一一七八（？）	五一六（？）	三六〇（？）

新在家	〇	一	〇	一	〇	一
柏木村	〇	〇	〇	〇	〇	一
大藪村	〇	〇	〇	〇	〇	一
丁之町村	三	三	〇	〇	〇	一
新田村	〇	〇	〇	〇	〇	一
妙寺村	〇	〇	無役ノ内	〇	〇	一
西飯降村	〇	〇	〇	〇	〇	一
中飯降村	二	二	〇	〇	〇	九
大畑村	八	〇	〇	〇	〇	〇
短野村	六	〇	〇	〇	〇	〇
瀧村	四	〇	〇	〇	〇	〇
東谷村	一三	二	〇	〇	〇	一
平村	一八	〇	〇	〇	〇	一
廣口村	五	〇	〇	〇	〇	一
合計	三六〇（？）	一	一	一	一	一九八三（？）

右の數字は小計を除くの外はすべて同帳に記載しあるがまゝに記したのであるが、そこに疑問符を付したるが如く、その計數に多少の誤差がある。何故にかゝる誤差を生じたかは今日明かにする由もないが、假りに個々の村について掲げられたそれぞれの戸數を正しいとすれば、合計は次ぎの如く訂正される。庄屋二六、肝煎四一、本役一一一、この合計は一一七八、半役五〇〇、無役三六四である。この外大工は無役の場合には加算されてゐるが、別記されてゐる大工は本役か、無役か、又は半役か明かにするよしもない。特殊人は中飯降村にあつては皮田、平村にあつては禰宜で何れも加算されてないが、少數であるから問題ではないだらう。

今無役の者皆無の村をみると、背山村・移村・萩原村・新在家・新田村の五ケ村に過ぎない。そのうち新在家・新田村の兩村は半役もなく、本役の者ばかりである。この兩村がその名稱からみて比較的後期に發達した村とみられ、半役・無役の發生に一つの暗示を與へられる。しかし背山村の如く古い傳說を有する村にあつて、なほ無役の者の皆無の場合もあるから、一概には斷定し得ない。背山村はかの妹背山傳說の地と稱せらるゝところで、その指出書にも同村の八峯山のところに、「是ハ背山と申名所ニ而御座候、高サ大川（紀ノ川）ゟ六拾間、尤歌抔も御座候」と記してゐる。但し確證はない。

無役の者の最も多い村は東村・丁之町村・佐野村・大谷村・下夙村・妙寺村等であるが、下夙村を除いて比較的大きな村であることは注意に値ひする。ただ下夙村は單に絶對數において最大多數であるばかりでなく、全戸に對する割合も四〇パアセント强であり、本役の者の倍に當る。かく無役の者の多いことは、この村に何らか特殊の事情があつたためとみられる。大體において例外的現象とみてよからう。無役の者の數が最も多い東村は本役一に對して一、一弱に過ぎず、全體の三六パアセントである。概していへば本役の者が村の中心をなしてゐたことは明かである。時代の變遷がこれを如何なる方面に向けたかを知りたいのであるが、生憎資料を缺く。

紀州以外の資料においては、水呑と記載するもの最も多く、これに次いで地借の名稱をとる。水呑と地借との區別は地方に依つて異なり、下野國都賀郡上泉村にあつては、地借は他村から來住した者、水呑は土着の小作人の如

く解せられるが（拙著「德川封建社會の研究」一六三頁）、必ずしもすべてに適用出來るわけではない。村明細帳に現はれてゐる限りではむしろ無高百姓と解し、何れも同樣にみて差支へないやうである。要するに高を持たず、從つて直接貢租その他の負擔を分擔しない者がこれだけゐるといふことを表現するために記載したものとみるべきであらう。

先づ明細帳に記されたものを摘記すると、次ぎの如くである。（番號は前掲拙稿に記してあるもの）

一、c　麥倉村　大庄屋壹軒、名主壹軒、年寄六軒、百姓貳百四拾七軒（以上家持貳百五拾五軒）借家壹軒、神主貳軒、寺壹軒。

一一、藤塚村　本百姓百四拾七軒、地借百姓五軒、合計百五拾貳軒。

一三a、澤井村　本百姓百三拾八軒、水呑百姓五軒、合計百四拾五軒（？）。

一七a、染谷村　百姓貳拾壹軒、地借り四人。

一七c、f、g、同村　本百姓貳拾五軒、地借百姓三軒　合計貳拾八軒。

一七h、同村　本百姓貳拾五軒、地借百姓貳軒、合計貳拾七軒。

二一a、半原村　本百姓貳百九拾三軒　水呑五拾壹軒、合計三百四拾四軒。

二五、三ッ堀村　百姓八拾八軒、水呑六軒、寺貳軒、寮三軒、合計九拾九軒。

二六、磯部村　百姓百拾壹軒、名主三軒　地借貳軒、寺院三軒、庵壹軒、合計百貳拾軒。

三一、大塚原村　百姓四拾七軒　水呑貳軒、合計百四拾九軒。

三二、夏目村、本百姓百軒、水呑小作百姓拾八軒、合計百拾八軒。

三三、安食村　名主壹軒、百姓百八十六軒、無田六十八軒、醫師壹軒、山伏壹軒、合計貳百五拾六軒（？）。

四四、小澤村　本百姓百四拾六軒、水呑四軒、合計百五拾軒。

四八a、下河原田村　百姓五拾九軒、鐘打貳軒。

四八b、同村　本百姓五拾壹軒、水呑八軒、鐘打貳軒、合計六拾壹軒。

五三、古海村　家數百八拾壹軒、水呑貳軒。

五四、領下村　本百姓八拾九軒、水呑拾五軒、合計百軒。

五六、中小屋村　高持家三十八軒、水呑家貳軒、合計四拾軒。

以上明細帳に現はれた限りにおいては、無高百姓の數は極めて少ない。明和九年下總國埴生郡安食村の本百姓百八十七軒（名主を含む）に對し、無田六十八軒が最も多く、全體の二七パアセント弱を占めてゐるのを例外とするのみである。この際「無田」と記してゐることに注意すべきである。明細帳に記してある水呑・借地等は大體彼等の身分的地位を示すものとみてよからう。從つて彼等以外に田畑を所有せず、實質において無高の百姓――小作人と同樣の者も少なくなかつたのである。安食村の場合、これらの者をも「無田」として計上したと考へることも出來よう。何れにしても明細帳に現はれた數字に依つては當時の土地配分の形態を知ることは不可能である。これを他の資料に求むる必要がある。拙著「德川封建社會の研究」のうちで一つの試みを企ててあるから、これについてはこれ以上論及しない。

しかし明細帳に現れた右の數字も必ずしも無意義ではない。右の外に農村には非人その外の特殊民が住んでゐた。そして村役人・百姓・水呑・特殊民といふ數段の社會層を作つてゐた。特殊民については明細帳の多くがその有無を質された場合にのみ記してゐる。前掲四八下河原田村の如く「鐘打」として附記してゐる場合もあるが、多く別項に掲げ、その數も少なく、「無御座候」と記してゐるものが多い。しかし質問箇條に擧げられてゐない場合には、通常

默してゐるから、書いてないことは必ずしもゐないことを意味するものではない。

かうした身分別は貨幣經濟が次第に浸透して來てもなほ維持されてゐた。如何に富有になつても特殊民は勿論、水呑百姓は卑しめられてゐた。明細帳に現はれた數字はむしろさうした農村の保守性を示すものとして意味がある。家柄や身分が狹い村内では假令零落しても相當物をいつてゐたのである。

三

當時の農村が爲政者にとつて最も重要な財源であつたことは敢て繰り返すまでもない。その財源は農村のあらゆる種類の產物を對象としてゐた。從つて村明細帳の多くはそれらの記述にその大部分を費してゐる。しかし今それらを比較して村方の負擔を論じようとは思はない。それらは表面現はれた點において區々たるばかりでなく、實際においてその土地の生產力を明かになし得ない限り、實際の負擔の程度は明白にならない。かつ又それらの貢租負については、むしろ村明細帳以外により正確な資料が澤山あるからである。

農村の殆どすべての產物が貢租運上等の對象となつてゐたが、最も重要なものが米であり、從つて水田耕作に關して當時の爲政者が細心の留意を拂つたことは當然である。多くの村明細帳に灌漑用水・悪水・井關・樋圦等の記述が詳細に說かれてゐるのも、そのためである。地方農書に治水のことを地方官にとつて最も心得べき事項として特筆してゐるのも、そのためである。村明細帳にあつては、それらの構造その他を記してゐるものも稀にはあるが、大部分は單に如何なるものが存してゐるか、そしてその土木工事費が領主の負擔か又は村の負擔かを述べてゐるに過ぎない。御普請場とあるのは官費で、自普請場とあるのが百姓持即ち村負擔のことである。

要するに村方の立場よりすれば、成るべく百姓の負擔を輕くするやうな意圖を以つて村明細帳は記される。故に負擔は多少とも强く表現され、村方困窮の次第は特に强調さるゝ傾向がある。これに反して村方に餘裕あるが如き記事は殆ど全く見當らないのである。村明細帳より主なるものを摘記すると、次ぎの如くである。

一b、麥倉村

「當村用水者利根川、埼玉郡飯積村扒樋ゟ引取り申候、旱損水損之場所ニ御座候、」（e）にも同樣の記事あり。

四、八幡塚村

「當村之義御鷹野御場所御用向入足并御賦り御道具持出し人足、其外駒場原御場拵草刈人足、當村ゟ道法三里余隔り相勤候ニ付、雨天多時節ハ遠路之儀故、御用不足人足多分相掛り難義仕候、」

五b、木月村

「矢上川堰場ゟ水押上ケ夥敷相滯、則水腐致候田畑多分ニ有之、又は大雨之節は玉川堤押切、水損勝ニ而御座候ニ付、都而悪米ヲ以收納仕來ニ御座候、誠ニ難澁之村方ニ御座候、」

一三b、澤井村

「大立候旱損水損之場所ニて度々御年貢御引方御拜借等御願申上候、」

「山方ニ而溜井水損・旱損之場ニて困窮之村ニ而御座候」（c、d）

一四、宮村

「當村一圓平地之場所ニ御座候、尤淺川附ニ而年々出水之度ニ損地出來、」

一七b、染谷村

「洪水之節耕地迄押開き水損仕候、土地之儀惣而水損多キ場所ニ而御座候、」

「當村水損場、是ハ綾瀨川通平沼付ニ而、右川出水之節一面ニ押開申候、尤悪水傳右門川へ落し申候所、川床堆り、當村耕

地下ニ天久保用水掛樋有之、其上土橋數ケ所御座候ニ付、悪水差支落不申、年々水損地ニ御座候、併照續候得ハすぐも黒土ニ御座候ニ付、年ニか旱損も仕候、」（c、e、f、g、h）

一九b、江川新田

「村柄之儀は當郡之内大圍堤外、荒川附極低場末村ニ而年々水干損不達、殊ニ出水之度毎、家居床上迄水押上候故、甚タ難儀困窮仕、漸日々經營送ル而已ニ御座候、」

二〇b、傍示堂村

「當村用水之義ハ水上之儀ハ小嶋村浦か四ケ村組合ニ而掛來□（虫喰）候、水旱損場ニ御座候、」

「當村之儀ハ困窮村ニ而別而御傳馬繼立ニ難義仕候、」

三二、夏目村

「惣而用水掛り之場ニ而溜井より用水取申候、旱損場ニ而御座候、但洪水之節ハ水損仕候、」

三三、安食村

「川表少し渇水ニ相成候得は、即時ニ田方潟ニ相成、旱年ニは別而旱損茂仕候、」

「扨又利根川通滿水之節は右川増水、印旛沼之地窪江水押込、甚水相湛ヘ、當村之儀は沼下之居村ニて佐倉下迄之増水旱速ニは吐合不申、依之村内所々水門戸前明キ不申候内積而、天氣抔悪敷御座候得は、彌以内水も相たゝへ、日數經候ニ付尚又水損も仕候、」

二五a、保泉村

「右畑之内旱之年ハ地高之場所七分通旱損仕候、又長雨之節ハ地窪之場所ハ水湛ヘ申候故、皆損ニ相成申候、……村南廣瀬川、北東粕川兩川か少々之出水ニも地窪之場所江押上、水損仕候、」（c、d、e、f同様）

四一a、三倉村

「當村之儀信州境嶽下ニ而野土・砂土ニ而殊之外土地悪敷場所ニ御座候、里方と違田畑共實成不宜敷、勿論霜雪早ク降リ候故、石取不足仕候、」

「麥作仕付候得共、寒國故、實成悪敷御座候、」（bもほゞ同様）

四四、小澤村

「猪鹿猿多出申候、右喰荒申候而、荒地夥敷出來申候而、至極困窮仕候、」

「畑方ニ而御座候得共、年ニか旱損・水損共逢申村方ニ御座候、」

五三、古海村

「田畑之内、田方五拾石余旱損之場、田方七拾石余水損場、（脱落）旱損場、畑方四拾石餘水損場、」

五七a、高嶋村

村柄見分に來た役人に困窮を訴へた書上であるから、全文大井川出水等に依る困窮を訴へたものである。「小村ニ而大川之難場引請居、大難困窮之村方ニ御座候、」

以上各村の困窮狀態を必ずしもそのまゝに信ずることは出來ないにしても、そこに示されてゐる困窮原因の存してゐたことは否定し得ない。それらの原因をみると、助郷などの賦役に據るもの（八幡塚村・傍示堂村）、猪鹿等の害に基づくもの（小澤村）などもあるが、その大部分が治水の不完全に基づくものであることは明かである。わが國の如き氣候・地勢にあり、水田を以つて主とする限り、水が農民の生活を左右してゐることは明かである。水損旱損が相並んで起るといふが如きは、治水に對する永久的處置を怠つてゐた結果に外ならない。一時の急場を免れゝば、それでよいといふやうな態度が何年も同じやうな災害を繰り返してゐたのである。だが他方それを除去せんとする

努力――前述したやうに、地方農書にも、五人組帳にも、又明細帳にも治水土木事業に細心の注意を拂つてゐた――にも拘らず、なほさうした姑息な手段に甘んじてゐなければならなかつたところに、當時の技術的缺陷と資本の缺乏とが指摘されなければなるまい。

四

領主の困窮、農村の疲弊が他面における貨幣經濟の進展にも拘らず、農業をして十分發展せしめ得なかつたといへるだらう。勿論德川時代と雖も農業技術の改善がなかつたわけではない。新種の選擇の如きに相當苦心してゐたことは、村明細帳に現はれた幾多の種銘に依つても推測は出來る。しかしそれらも個々の老農の經驗的成果に過ぎず、全體としての農業改善に資することは出來なかつたのである。まして多額の資金を投じ、灌漑水利組織の根本的改善の如きは容易に行なひ得るところではなかつた。

例へば肥料の問題にしても、次第に金肥の必要が增大してゐるにも拘らず、採算がとれず、實際には依然として綠肥が肥料のうち重要なものであつたのである。武藏國荏原郡八幡塚村の如きは、東海道筋ではあり、江戸からもさまで遠からずして金肥を使用してゐるが、「近年諸肥直段至而高直ニ而引合不申、難義仕候」といひ、又勞働の缺乏に伴ふ賃銀の騰貴について次ぎの如くいふ。

「近來ハ百姓奉公人殊之外拂底ニ付、給金至而高直ニ相成、農地之稼ニ而ハ引足不申候、依之近頃ハ大高所持仕候百姓、奉公人給金高直し故、年肥し代引負ニ罷成、農業渡世斗ニ而ハ取續兼、難義仕候、」

八幡塚村の如き比較的貨幣化せる村においても（前掲拙稿所論參照）、なほ金肥使用に困難な事情があつた。況んや山村などの交通不便なところは勿論、多くの農村における肥料は自然肥を主とせざるを得なかつたのであるが、他方干鰯の如き金肥の使用が各地に現はれてゐることに注意すべきであらう。今村明細帳に現はれた肥料の記事を摘出すると次ぎの如くである。

二、江　面　村

「肥之儀田方ハ蠶豆・豌豆・馬屋肥・掃溜肥幷ニ大豆等遣申候、畑方ハ馬屋肥・灰・大豆遣申候、」

四、八　幡　塚　村

「肥之儀ハ田畑江下こやし・鰯・〆粕等多ク用イ、其外海草相用イ申候、田壹反ニ付〆粕壹石程、下肥四拾荷程入申候、畑壹反ニ付下肥廿五荷ッヽも相用イ、無左ニ而ハ作毛出來兼申候、」

五a、木　月　村

「田畑肥之儀は下菌重ニ而、酒粕・醬油粕・干鰯等相用申候」、（bにはこの外に燒酎を擧げてゐる。）

一一、藤　塚　村

「田畠肥之儀は干魚・下肥用申候、」

一三、澤　井　村

「畑方肥之義、山野幷畠畔ニ而草刈所々、其外落葉等肥ニ仕候、」

「田方肥し、畑畔・田畔草刈肥シ仕候、」

「田畑肥は芝草採、腐口口（虫喰）入申候、」（e）

一七h、染　谷　村

「田畑菌之儀は干か・酒かす・こぬか・灰・馬屋菌遣申候、」

二五、三ッ堀村

「田畑共こやしハ秣苅取、不足之分ほしか・こぬかを入作申候、」

二七a、大畔新田

「肥しの儀ハ厩肥・下尿・灰等相用申候、」（bも同様）

二八b、神間村

「肥之義は畑方之草・道端之草・藁・荒糠等相用候得共、中々引足不申候ニ付、干鰯・〆粕或は油粕其外買入、相用ひ申候、」

三二、夏目村

「田畑こやしの義ハ馬屋こひ・土こひ共ニ壹反ニ付貳拾駄ほと、干か壹俵或は貳俵ツヽ、」

三七、西野谷村

「田畑こやしの儀、馬屋肥・こぬか・鰯・しゆらゆ粕用來り候、」

四一a、b、三ノ倉村

「四月中ゟ九月中迄秣一日壹疋ニ付貳駄宛苅取候而こやしに仕、作物仕付仕候、」

「田方糞之儀壹反ニ付七拾駄ゟ八拾駄位入申候、」

四四、小澤村

「畑方肥之儀、正中・在かす・藤葉・荻の葉・苅草等仕候、」

四六、藤田村

「田畑ニは干鰯造中候、」

以上はすべて關東地方に限られてゐる。肥料に關して戸谷敏之氏が「徳川時代に於ける農業經營の諸類型」と題する著作のなかで、農書及び村明細帳に現はれた肥料について檢討され、「東北地方では殆んど自給肥料のみを施してゐるのにたいし、近畿地方では相當に金肥を用ひてゐる事實が明白となつた。これを日本全國の各地區について調べて見ると、金肥施用の分布は大體水田二毛作のそれと一致してゐる」（二六頁）と論じてゐられる。關東區について氏の使用された明細帳は安房國四、武藏國一、下總國一の六種である。今上記の十四の明細帳に現はれた肥料の種類をみると、極めて區々である。自給肥のみのところもあり、その不足分を金肥に求むるところもあり、主として、又は全然金肥に依存するものもある。即ち關東區においては、それぞれ各村の經濟狀態の如何に依存するといふより外にない。たゞこの場合同一村について何年かに亙つて資料が存してゐれば、肥料の變化を知り得るのであるが、不幸にして存在してゐない。年代別に併列してみても何らの結果をも生じない。たゞ上述の資料に現れたところに從へば、關東地方においては相當廣い範圍に亙つて金肥、殊に干鰯の分布がみられる點を注意すべきである。

金肥と二毛作との關係については、元來肥料は單に經濟的關係のみならず、その土地柄の如何に關するものであるから、單純に論斷することは困難であるが、上記の諸村について村明細帳に現はれた限りについて調査してみることにする。ただそれらの明細帳に一毛作か二毛作か記述してない場合が多く、遺憾ながら十分の斷定は出來ない。

江面村の土性は「堅眞土砂子赤野土」で、「田方は一毛作、畑方は兩毛作」であるといふ。肥料は自給肥である。

「畑方夏作ハ大麥・小麥・鑄豆・豌豆蒔付仕候、麥種ハ壹歩（反か）ニ付壹斗位ゟ五升位迄、土地並遲速ニ隨ひ多少御座候、……秋作ハ大豆・芋・木綿・粟・稗・荏・大根・蕪菜等蒔付候……」

田方が二毛作でない理由には「流末之村方故、自然と用水行屆兼、難仕候村方ニ御座候」などとあることも考へられないことではない。

藤塚村は先づ金肥とみるべきであらうが、「田方一毛作りニ御座候」とある。天水場である。畑作の「大麥・大豆・

小豆江戸江賣出し申候、時節ニ〆越ケ谷町市場ニ而賣申義も御座候」とある點も注意すべきであらう。

澤井村は自給肥である。すでに前掲拙稿中に指摘したやうに特殊の村方で、相當貨幣化したとみらるゝにも拘らず、自給肥で滿足してゐるのは、農耕以外のものに注意が向けられてゐたためか、又は「山方ニ而水損旱損之場」であつたためか明かでない。明記してはないが、一毛作のやうである。

染谷村は金肥を使用してゐるが、「田方一毛作ニ而麥田無御座候」と記してゐる。

三ツ堀村は自給肥を主として金肥を以つて不足を補つてゐる。「田麥一切作り不申候」とあり、一毛作である。

大畔新田は自給肥であるが、「皆畑村ニ而米の津出し無御座候」だから問題にならない。

神間村は自給費を主として金肥を以つて補つてゐるが、これも亦「田方之義は一毛取ニ御座候」とある。

小澤村も畑作のみで、大體自給肥である。

以上肥料との關係の明瞭なもののみについてみれば各村共田方一毛作であるが、肥料については金肥・自給肥混淆してゐるといつてよからう。戸谷氏が關東地方について利用された村明細帳は下總國葛飾郡本行德村の分と同じく大和田村の分と二冊に過ぎず、前者は「畑兩毛作場無御座候」後者は「田方兩毛作無御座候」で、誤植でなければ前者は問題にならない。かつ同氏が肥料の分で引用されてゐる明細帳は後者の分のみで、それには「肥は下肥・刈草・干鰯等を相用申候」とある。即ち一毛作で自給肥金肥混用である。私は以上の資料のみでは水田二毛作と金肥との相關關係は認め得ない者である。全體として兩者の一致する傾向があつたとしても、戸谷氏もいふが如く「二毛作の有無を決定する要因の中、自然の力を無視してはならぬ」（六頁）。殊に德川時代の農耕技術にあつては、自然が殆ど決定的な力を有してゐたことを忘れてはならない。否今日と雖もわが國の農業は特に微細な點まで自然に依存するものである。從つて各地方、否各村の自然的環境がその經營方法を決定する場合さへあり得る。殊に交通運輸の發達してゐなかつた德川封建社會にあつては、各小地域がその自然の狀況に適合するやうに生活方針を決定し、農業を經營しなければならなかつたのであるから、一概に斷定することが困難になるのである。

五

德川封建統治下の農村を全然自給自足的な集團と考へるのは誤りであるが、自給自足的色彩の強かつたことは、これを否定し得ない。從つて農村生活に必要缺くべからざる物資は出來る限りこれを自給せんとする努力が拂はれたのは當然である。肥料にしても、他所から金肥を購入して一層大なる增產を行なはんとするよりも、自給出來かねる狀態にあつて止むを得ずその不足の分を購入するといふのが大部分の農村における眞相であらう。勿論一度金肥使用が慣例となり、金肥の配分のルートが出來上つた地方にあつては、餘程の窮狀に陷らざる限り、昔の骨の折れる自給肥作製に歸ることはなかつたらう。しかしその場合でもなほ目前の綠肥などを放置するに至つてはゐない。故に假令干鰯のやうな金肥を使用してゐる村方にあつても、秣場は重要視される。例へば下野國都賀郡藤田村は前掲の如く田畑肥には干鰯を使用してゐるといふ。かつ村內に「秣場無御座候」といふ狀態であつたから、「當村ゟ壹里半程東にて國分原と申所にて刈取申候」といひ、刈敷の必要であつたことを示してゐる。要するに當時の農村にとつて山野は無用の長物ではなかつたのである。薪・秣草の採集地は農民生活にとつて缺くべからざるものであつた。故に當時の學者の著作や地方の農書に「野は野にて置きたるぞよき」などと記されてあるのもそのためである。

しかしあらゆる村落がさうした採集地をその村內にもつといふことは不可能である。それらを有さぬ村々は市場において購入するか、又は他の村へ入り込む必要を生ずる。そこに山野の入會權の問題を生ずる。

村内に秣場がないために、止むを得ず道端や畔の草を刈つて用達てゐる村もある。武藏國埼玉郡麥倉村は、「秣場無御座候、田畑ノ間・道等ニ而刈申候」とある。薪を採るところもないのであるが、恐らく他から購入してゐたのであらう。同國葛飾郡藤塚村にも秣場がない。同村が金肥を使用しなければならなかつた一つの理由であらう。上野國佐位郡保泉村には草刈場も山林もなかつた。「薪之儀當村ゟ三里斗北、大原村邊ニ而買、刈取申候」。同國新田郡西野谷村においても芝野秣場一切なく、薪取場もない。かつ「野手米札錢出し候入會取場所無御座候ニ付、貳里半餘上本町ニ而買調申候」。この村も前記の如く金肥使用の村方である。常陸國新治郡粕毛村では「高草薪野邊村ゝ江金子野錢差出」その用を調べてゐる。下總國香取郡夏目村には薪を採る場所がない。本田村へ出かけて買ひ調へたり、薪採りの日雇をして、その報酬として薪を得てゐる。

その村に野山があつても、多くの場合その村だけで占有してゐる場合は少ない。勿論ないわけではない。村明細帳などに、例へば上總國望陀郡神納村のやうに、單に「秣場御座候」などと記してゐるのは恐らくこの場合であらう。しかし多く他村と入會つて採取するために、そこに村と村との間に複雜な關係を生ぜざるを得ない。その慣例の如きも各地において必ずしも同一ではない。今村明細帳に現はれた限りにおいて列記すれば、次ぎの如くである。

武藏國多摩郡澤井村

「馬秣場東ハ二又尾村、丹波川向柚木村、五丁・拾丁・拾五丁、西南ハ丹波川向拾町・拾五町・廿町、西ハ川井村山つゞき、北ハ大丹波村山つゝき三拾四五丁、四拾丁程勝手能所ゝ入會致申候、」（一三a）

「秣場三ヶ所御座候、壹ヶ所ハ長サ九町程、幅三丁程。壹ヶ所ハ長サ三町ニ幅貳丁程。壹ヶ所ハ長サ貳丁程、幅壹町程。右三ヶ所何れ茂鹿嶋ニ而町歩難斗御座候」（一三c）

「他村入會野之場所ハ大丹波村・川井村・棚澤村・小丹波村・二又尾村・柚木村・御嶽村、先ゝゟ入會來り申候、」（一三c）

武藏國足立郡染谷村

「草刈場反歩不相知、三ヶ所。内壹ヶ所ハ當村御料私領ニ而刈、壹ヶ所ハ膝子村斗ニ而刈、野錢當村ゝ取立納申候、」（一七b）

下總國葛飾郡三ツ堀村

「秣場貳ヶ所、（木野崎村境ゟ舟戸村境迄・利根川通）、根沖、是ハ瀬戸村・三ツ堀村入會に御座候、此嶋錢永壹貫文つゝ納申候」、（二五）

下總國匝瑳郡大塚原村

「草場無御座候、椿御新田ニ而馬草作り申候。松林無御座候、椿御新田ニ而薪買調申候。」（三一）これは入會かどうか不明であるが、暫くこゝに記す。

上野國群馬郡三ノ倉村

「草刈場之儀前ゝゟ川浦村・岩鞍村・永沼村・權田村・三ノ倉村兩組、右五ヶ村入會ニ御座候」

「御札野字柏木山御燒印秣札近村江賣附來申候、右秣札代永之儀、年ゝ御役所江上納仕來申候、是は年ゝ增減御座候、」

但御札野無札之者他所ゟ入込申候間、見廻り人足日ゝ差出、御燒印相改相廻申候」（四一b）

信濃國佐久郡茂澤村

「薪秣場、長壹里余・横三十町余、是者草越・廣戸・久能・梨澤・面替・横根、右六ヶ村澤道入會、外、安原・上平尾・下平尾三ヶ村峯道入會、當村山元ニ而拾ヶ村入會、薪・秣刈取申候、前々ゟ山役永百文宛納來申候」、（五二）

信濃國水内郡古海村

「先年田畑こやし・薪等取山之義、越後國樽本村・同國柿海村百姓、當村百姓共ニ名所十五坊兼伏班尾山と申山江入込ニ而、秣・薪取來り申候處、百拾ケ年已來、元祿拾五年諸國御國繪圖出來之節、右之山越後分と境立申候ニ付、先年入込之草野、并當村百姓山持第一に仕り世送り候木立山入合之場所、長壱里・横三拾町程、右兩村山と境立申候故、當村山持仕候場所一切無御座、無據薪・やかや・秣等取候節、樽本・柿海村兩村江山手を出し、入來申候、當村山稼仕候一切無御座候、」（五三）。

徳川時代の訴訟事件のうち、この種の入會權に關するものが少なからず遺つてゐる。それはある意味で彼等の生命線でもあつたからである。曖昧な境目を越へて他村の持場を犯す者も少なくなかつたのである。それらの爭鬪の記錄は多く存してゐるが、入會權の内容を示すやうな村自體の記錄は甚だ乏しい。村明細帳では全然解らない。例へば秣刈を如何なる割合で各戸に割付けたかといふやうな重要な問題を窺ひ知ることは出來ないのである。

右のうち三ノ倉村・古海村の例に依つても解るやうに、山方の村であつて多くの薪秣場を所有してゐるやうな村方にあつては、その産出額を以つて裕に自村の需要を滿たすに足り、その餘分を賣却したり、刈取らせてゐる。概していへば、これらの村方は作物の出來榮はよくないのが普通であるから、それに依つてその不足を補つてゐる例も少なくない。先に本誌に揭げた拙稿のうちにも、農間稼として薪拾ひが相當多く算へられる。それらが農村生活にとつてかなり重要なものであつたことを示してゐるといへよう。

上野國甘樂郡小澤村では薪を拾つて下仁田の市へ賣つて夫食（食料のこと）を調へてゐたことは前にも述べたが、草刈場之儀所持之分御座候而取り來り申候、夏秣之儀入會之取場無御座候、畑之畔・地先等ニ而取申候、惣而入會場無御座候、村方例御座候而取來り申候、」とあつて大體自給自足出來たやうである。薪の方は販賣するためか、自村のみならず他村にまで入會、採取してゐる。

「一薪取場　五ケ所

内

壹ケ所　鹽澤村之内高原山上、小澤村中先規ゟ入逢取來り申候、山手錢出シ不申候、

壹ケ所　當村之内大かや山下、小澤村中入逢、取來り申候、山手米錢出し不申候、

壹ケ所　椚山ニ而取來り申候、山手出し不申候、

壹ケ所　天久保山ニ而取來り申候、山手錢出し不申候、

壹ケ所　檜澤山ニ而名主源十郎・百姓三左衛門斗、入逢取來り申候、山手出し不申候、」

最後の檜澤山における名主と外一名の獨占權は村内における入會權の内容に幾分の示唆を與へるものである。何れにしてもこの村の薪採取が單なる農間稼の域を脱してゐることが窺はれる。そして自給を目的とするものでなく、明かに販賣を豫想しての勞働となつてゐたのである。又他村の山に入り作ら、山手錢も出さず、勿論自村の分にも出さないのは、そこに「先規ゟ」と記してあるやうに、昔からかうした山稼ぎに依つて僅かに維持し得た村柄であつたからであらう。自村を離れて遠くの山野に刈取に出かけながら、何らの支拂をもなさなかつた例は少なくない。一例を採れば、前に揭げに下野國都賀郡藤田村では、「秣場之儀は當村ゟ壹里半程東ニ而、國分原と申所ニ而刈取申候得共、野錢之儀は前ゝゟ出し不申候。」何事も慣例を尊重する當事にあつては、古くからの仕來りをそのまゝ續けてゐたのであらう。

下野國都賀郡小野寺村は大慈寺を以つて古來より有名な村であるが、豐富な秣場を所有して、山石六拾八石三斗三升を納めてゐた。そのうちの廣戸山の分を近村の上岡村・下岡村・新里村・古江村・壘岡村の五ケ村に刈取らせてゐ

る。馬壹頭草札壹枚につき、錢七拾五文を徵し、四月から八月まで苅ることを許した。かく薪秣の豐富な村と乏しい村との間に融通が行なはれ、それら生活必需品の交流が一方經濟的流通圏を作り、貨幣經濟への途を開くに至つたが、他方自己の生命線維持のために、かなり猛烈な爭ひが他村との間に行なはれてゐたのである。そこにも德川時代農村の協同性と排他的孤立性とが對立してゐるのをみることが出來る。（拙稿「德川時代村落研究序說」本誌第三十四卷第八號・第十號所載參照）

六

村明細帳を通じてみた當時の農村生活は決して朗かなものではない。一つには村明細帳といふ資料の性質にも據るが、一つには德川封建社會下の農村自體の消極的な生活態度の反映とみられる。そこには何ら積極的に作きかけるものを發見し得ない。農村生活の陰鬱な面のみが現はれてゐる。農村の多くは種籾や夫食を領主から借用してゐる。このことは必ずしもすべての百姓が食用を缺いたことを意味するものではない。富有なる少數の百姓はあつても、多數の貧しい百姓が食用を缺き、それらのために領主から夫食を與へられるのではあるが、農村生活の不愉快な面を示すものであらう。

村明細帳には百姓の食用に關する具體的な記事は極めて乏しいが、與へらるゝ夫食の多くは粟稗であつたらう。「百姓夫食之義ハ麥・粟・稗・芋・哥首鴈朝夕給申候」（澤井村）と記してゐるのは、恐らく當時の百姓の常食であつたらう。饑饉凶作の際には何を食ふかと問はれて、何も食ふものなしと答へてゐる村もあるが、「飢饉の節ところ等かい（粥）に用ひ申候」（澤井村）といふ。「凶年之節は野大根・ところ　其外草木之葉を積、粟・稗之類江交せ夫食に仕候」（大畔新田）などは比較的よい方であらう。同じ村の平常の食用に「平日粮にしき菜・大根を相用候」とある。以つてこの地方の百姓の食料を推察することが出來よう。

當時の如き小地域が孤立して經濟を營める際、凶作は決して珍しいことではない。それにも拘らず彼等はこれに對する何らの用意もしてゐない。貯藏米はあるかといふ問に對して、御座なく候と答へてゐる村方が多い。人數二十七人の村方で、「貯穀壹石九斗四合御座候、御加へ籾三升四合」（寛政二年）、「貯穀三石四斗七升貳合、御加へ籾七升四合二夕」（文化二年）と答へてゐる大畔新田の如きはよい方であらう。

要するに村明細帳に依つてわれわれは農村生活の多くの方面を知り得る。以上の外、經濟生活に關するものとしては、栽培作物の種類・土質・種籾の分量種類・收穫率・小作料・田畑質入直段・村入用・村役人の給分・助郷等、斷片的ではあるが重要な事項に關して材料を與へて呉れる。經濟以外の方面では貢租・灌漑用水と同樣、多くの明細帳がその多くの部分を割いてゐる寺社に關する詳細な記事がある。極めて小さな村方にも甚だ多くの社祠がある。五人組帳などに嚴重に社祠の新設を禁止してゐるにも拘らず、野にも、山にも、道端にも、小さな社を創設し祭つてゐる。それらが何時出來たかは明かにされてゐないが、それらを拜まないではゐられなかつた農民の心持をわれわれは推察すべきであらう。上述したところでも解るやうに、農村の生活は極めて多くを自然の恩威に依存してゐる。德川時代の農民は少しも自然を征服しようなどと思つてはゐない。彼等は自然に祈るが如く神に祈つたのであらう。だが今こゝではそれらの問題を追及しようとは思はない。たゞ村明細帳に現れた農村生活の一面を指摘したに止まる。